

ウォームビズの実施について

本市では SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」の実現に向け、環境意識の高揚と CO₂ 排出量の削減のため、過度な暖房に頼らない「ウォームビズ」を下記のとおり実施します。

記

- 1 実施期間 令和3年11月1日から令和4年3月31日までとする。
- 2 服装 市民に不快感を与えることのないよう配慮し、公務員として節度ある服装（上着・ベスト・カーディガンを着るなど）とすること。
- 3 市民等への周知
 - (1) 各所属において、ウォームビズの告知ポスターを掲示し、市民への周知と理解を求めること。
 - (2) 告知ポスターについては**ガルーン掲示板-人事課-管理係-ウォームビズ** に掲載
- 4 その他 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、暖房中であっても「**こまめな換気**」または「**常時窓の一部を開放**」をお願いいたします。（令和3年10月12日付け総務部長通知（3郡人第1429号通知）より）

WARM BIZ

ウォームビズ

実施期間 11月1日から3月31日

来庁の皆さまに協力をお願い

「過度な暖房に頼らないウォームビズ」と
「こまめな換気」にご協力ください

郡山市は、
地球温暖化の防止と新型コロナウイルス感染防止のため、
次の2点を実施しています。

- ・過度な暖房に頼らない暖かい服装
- ・「こまめな換気」や「常時窓の一部を開放」

職員は重ね着などで対応しております。
お客さまも、防寒着など着用したままで結構です。
ご理解とご協力をお願いします。

